

● 1 加圧送水装置の設置場所

施行令第 11 条第 3 項第 1 号ホの「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所」とは、次の各号の全てに適合する場所をいう。

(1) 屋内にポンプ（水中ポンプを除く。）を設ける場合

ア 屋内にポンプ（水中ポンプを除く。）を設ける場合は、不燃材料で造った柱若しくは壁、床又は天井（天井のない場合にあっては屋根）で区画（以下この項において「不燃区画」という。）された専用の室に設けること。ただし、不燃区画された空調設備等の不燃性の機器又は炉、ボイラー等の火気使用設備以外の衛生機器等を設ける機械室に設ける場合は、この限りでない。

イ 不燃区画に設ける開口部は、次によること。

(ア) 不燃区画に設ける出入口、窓、換気口（ガリ等）等の開口部は、建基政令第 112 条第 14 項第 1 号に規定する構造の防火設備を設けること。ただし、屋外に面する出入口、窓等の開口部は、随時閉鎖できる構造の防火設備とすることができる。

(イ) 不燃区画を給水管、配電管その他の管、配線等が貫通する場合は、当該不燃区画貫通部分に十分に不燃材料を充てんする等の措置を講じること。

(ウ) 不燃区画に換気、暖房又は冷房の設備の風道が貫通する場合は、当該不燃区画貫通部分又はこれに近接する部分に防火防煙ダンパーを設けること。

ウ ポンプを設ける室には、操作及び点検、整備等の維持管理をするための照明設備（非常照明を含む。）、換気設備及び排水設備を設けること。

(2) 屋外（屋上を含む。）にポンプを設ける場合

屋外（屋上を含む。）にポンプを設ける場合は、風雨、塩害、凍結等により制御盤、電動機等に影響を及ぼすことから屋外仕様様の消火ポンプ又は前アの例による室等に設けること。

● 2 2 以上の消火設備に兼用する加圧送水装置及び水源

一の防火対象物に 2 以上の消火設備を設置する場合において、次の各号の全てに適合するときは、加圧送水装置及び水源を兼用することができる。ただし、泡消火設備は専用としなければならない。

(1) ポンプの能力が、兼用する全ての消防用設備等を同時に使用した場合でも、それぞれの消火設備の性能規定を満たすこと。

(2) 兼用するそれぞれの消防用設備等の性能に支障がないこと。

● 3 2 以上の防火対象物に設置する消火設備の加圧送水装置

同一敷地内にある 2 以上の防火対象物（令 8 区画、渡り廊下の基準によって、別棟扱いとなるものを含む。）に消火設備を設置する場合において、次の各号の全てに適合するときは、加圧送水装置を兼用することができる。

(1) 同一管理権原であること。

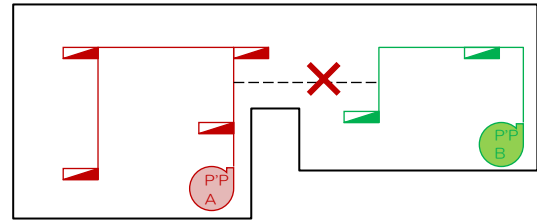
(2) ポンプの能力は、各防火対象物において算出される必要能力を比較し、最大となる算出値以上とすること。

(3) それぞれの防火対象物において兼用するそれぞれの消火設備の性能に支障を生じないこと。

● 4 2 以上の加圧送水装置

一の消火設備に複数の加圧送水装置を設ける場合は、次によること。

(1) それぞれ独立した系統について、専用の加圧送水装置とすること。★



配管系統を接続し、加圧送水装置が並列運転となるようにしてはならない。

(2) 水源は、それぞれの加圧送水装置において、必要とされる水量が必要であること。

上図において、消火設備が屋内消火栓設備（1）である場合は、 $A \cdot B$ の加圧送水装置それぞれに 5.2 立方 m の水量が必要となる。

(3) 同一棟において、いずれかの加圧送水装置が起動（火災によって起動する場合に限る。）した場合は、他の加圧装置も起動するものであること。

● 5 水中ポンプ ☆

水中ポンプによる場合は、次によること。

水中ポンプは、点検整備が容易に行えるように、水槽の蓋の真下に設け、容易に引き上げられるような措置を講じておくこと。

● 6 呼水装置

(1) 有効水量 100L 以上（フート弁の呼び径が 150 以下の場合は、50L 以上）

(2) 鋼板製とし、腐食のおそれがある場合は、有効な防食措置を講じること。（加圧送水装置と併設する場合は合成樹脂製とすることができる。）

(3) 減水警報装置は、呼水槽の容量が $1/2$ 以下に減水するまでに、常時人のいる場所に音響等で警報を発することができること。★

(4) 配管は次によること

ア 給水用：呼び径 25A 以上

イ 排水：呼び径 50A 以上（2 号消火栓：呼び径 32A 以上）★

ウ 補給：呼び径 15A 以上 ★

● 7 制御盤 ★

制御盤は、ポンプの直近に設けること。